

企画競争説明書

業務名称：ドミニカ共和国非感染性疾患予防・管理のためのプライマリ・ヘルス・ケア強化プロジェクト

調達管理番号：22a00584

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

第3章4.「(2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年1月18日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年1月18日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ドミニカ共和国非感染性疾患予防・管理のためのプライマリ・ヘルス・ケア強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年4月 ～ 2027年5月
以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。
第1期：2023年4月 ～ 2024年5月
第2期：2024年6月 ～ 2027年5月
なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。
契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等**(1) 選定手続き窓口**

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 1月 24日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 1月 25日 12時
3	質問への回答	2023年 1月 30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年2月10日 12時
6	プレゼンテーション	2023年2月14日15時～17時
7	評価結果の通知日	2023年2月21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格**(1) 各種資格の確認**

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ドミニカ共和国非感染性疾患予防・管理のためのプライマリ・ヘルス・ケア強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ドミニカ共和国における保健政策の主軸は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健医療政策であり、その基礎はプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）¹の推進である。これは、予防、教育、治療と健康増進により健康な地域づくりを目指すものである。同国は主に政策形成や評価を担っている保健省と、保健医療サービスの提供を担っている医療サービス庁（SNS）が連携して保健システムを形成している。PHC サービスは、医療サービス庁傘下の一次医療施設に属するプライマリ・ケア・ユニット（UNAP）が提供している。UNAP は医師、看護師、ヘルスプロモーター等から成るユニットで、地域住民の家族登録を基に予防、健康教育、治療と健康増進も含め総合的な健康管理を行っている。

非感染性疾患（NCDs）による死亡は、全世界の死亡の約7割を占めるだけでなく、NCDs による死亡の約4割は30歳～69歳の人口に起こる若年死亡であり²、その削減は持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット3.4「2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する」となるなど、全世界的に対策が喫緊の課題となっている³。ドミニカ共和国でも

¹ PHCは人々のニーズに焦点を当て、健康増進と疾病予防から治療、リハビリテーション、緩和ケアまでの連続体に沿って、可能な限り早期に、そして人々の日常生活環境に可能な限り近い、可能な限り高いレベルの健康と福祉とその公平な分配を確保することを目的とした、健康に対する社会全体のアプローチのこと。WHO（2021）。Primary Health Care. [Online]. Available at: <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/primary-health-care> (Accessed: 25 April 2022)

² WHO. (2021). Noncommunicable diseases. [Online]. Available at: <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/noncommunicable-diseases>. (Accessed: 14 September 2022).

³ 外務省. Japan SDGs Action Platform.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal3.html> (2022年9月13日アクセス)

NCDs は主たる死因であり、2019 年には NCDs による死亡が全死因の約 75%を占めた⁴。また、2009 年と 2019 年の死因別死亡数を比較すると、新生児死亡や HIV/AIDS による死亡数が減少したのに対し、虚血性心疾患や脳卒中、糖尿病、慢性腎臓病等の NCDs による死亡数が大幅に増加している⁴。このように NCDs が死因の多くを占めている現状を鑑み、ドミニカ共和国保健省は「非感染性疾患予防管理国家計画 2019-2024」を制定した。同計画では 9 つの目標を掲げ、非感染性疾患による死亡率の削減、高血圧有病率の削減、糖尿病有病率及び肥満率増加の抑制、アルコールやタバコの消費量の削減などが含まれている。

しかしながら、これら NCDs リスク要因に対する政策や規制は未整備の部分が多く、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり政策が進んでいない。加えて UNAP が活動する一次医療施設 (CPN) をはじめとする医療施設では、医療従事者の NCDs に関する知識や経験不足により、患者の症状に応じた適切な治療がなされていないことや、生活習慣の改善や継続的な治療について患者への長期的なサポートを提供する人材の必要性が明らかになっている。さらに、コミュニティレベルにおいて、住民の NCDs のリスクに関する知識、自身の罹患の認識不足が指摘されており、適切な検査や診療が受けられずにいることが分かっている。新型コロナウイルスの感染拡大前は、地域保健サークル (CCS)⁵による活動が盛んであったが感染拡大により中止されており、CCS 活動の再開が望まれている。

保健省は、「非感染性疾患予防管理国家計画 2019-2024」に則り、UNAP を核とした PHC の強化が重要であることから、NCDs に関する UNAP の管理能力、診療の質の向上、健康増進といった一連の技術的な支援を求めている。本事業では、同国の NCDs のうち特に問題のある高血圧症と糖尿病を対象疾患 (優先 NCDs) とし、PHC レベルにおける予防・管理体制の強化を目指す。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

非感染性疾患予防・管理のためのプライマリ・ヘルス・ケア強化プロジェクト

(2) プロジェクトの目的

本事業は、対象地域において、非感染性疾患 (NCDs) の予防・管理サービスの提供にかかる一次医療施設の能力が向上し、プライマリ・ヘルス・ケア (PHC) サービスにかかるモニタリング、監督、評価体制が強化されることにより、NCDs に関する PHC サービス提供の改善を図り、もって NCDs に関する PHC サービス利用者の健康の改善に寄与するもの。

⁴ Institute for Health Metrics and Evaluation. (2019). Global Burden of Disease Data Visualizations [Online]. Available at: <https://vizhub.healthdata.org/gbd-compare/> (Accessed: 14 September 2022).

⁵ NCDs のリスクがある、もしくは既に発症している住民ボランティアから成るグループ

(3) プロジェクトサイト／対象地域名

東北地方保健管区（サマナ県、マリア・トリニダード・サンチェス県、エルマナス・ミラバル県、デュアルテ県）

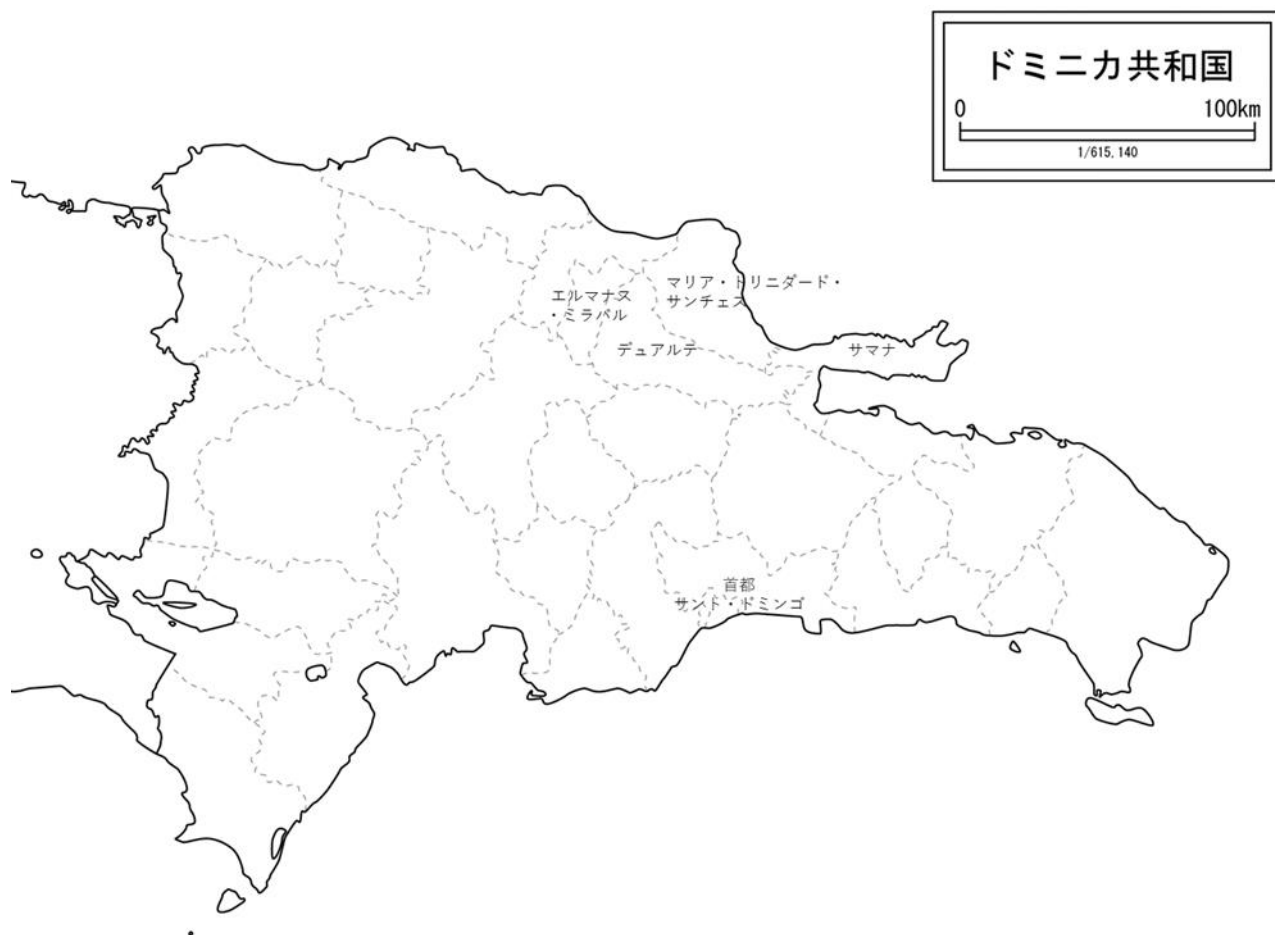


図 1 プロジェクト対象地域

出典：https://www.freemap.jp/itemFreeDIPage.php?b=south_america&s=dominican_republic（一部改編）

(4) 上位目標と指標（現時点での指標や活動は暫定的なものであり、詳細計画策定調査後に確定させる。以下、同様。）

プロジェクト対象地域において、NCDs に関する PHC サービス利用者の健康が改善する。

指標 1：高血圧と診断された者のうち、正常血圧にコントロールできている者の割合が増加する [ベースライン (2022) : XX、目標値 (2026) : YY] 。

指標 2：高血糖と診断された者のうち、正常値でコントロールできている者の割合が増加する [ベースライン (2022) : XX、目標値 (2026) : YY] 。

(5) プロジェクト目標と指標

プロジェクト対象地域において、高血圧と糖尿病（優先NCDs）に関するプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）サービス提供が改善する。

指標 1：高血圧と糖尿病の新規登録利用者数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標 2：高血圧や糖尿病と診断された後、継続的にフォローされている患者数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標 3：高血圧や糖尿病のリスクがあると診断された新規登録者数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標 4：プライマリ・ケア・ユニット（UNAP）によって実施される優先 NCDs の予防活動や健康的な生活習慣促進活動の受益者数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

(6) 期待される成果と指標

成果1：優先NCDsに関する予防・管理サービスの提供にかかる一次医療施設の能力が向上する。

指標1-1：HEARTS戦略の遠隔及び対面研修を完了した一次医療施設職員の数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標1-2：優先NCDsの予防と健康的な生活習慣の促進に関する研修教材の累積数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標1-3：少なくとも月に1回優先NCDsの予防と健康的な生活習慣の促進に関する活動をした一次医療施設の数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

成果2：優先NCDsに関するPHCサービスにかかるモニタリング、監督、評価が強化される。

指標2-1：少なくとも年2回優先NCDsに関するモニタリング・監督・評価を受けた一次医療施設の数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標2-2：対象地域の保健省県保健事務所（DPS）、医療サービス庁（SNS）（県及び市レベル）一次医療施設によって作成された優先NCDsのPHCサービス改善計画の数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

指標2-3：HEARTS Maturity指数とHEARTS Performance指数の値がZZ以上である一次医療施設の数が増加する [ベースライン（2022）：XX、目標値（2026）：YY]。

（7）活動の概要

活動1-1: プロジェクト対象地域における優先NCDsに関するPHCサービス提供の現状分析を行う。

活動1-2: 一次医療施設における優先NCDs予防・管理に関する保健管区の実施計画を作成する。

活動1-3: HEARTS戦略の指導者研修（TOT）を実施する。

活動1-4: 指導者がUNAPに対し、HEARTS戦略の研修を行う。

活動1-5: UNAPが優先NCDs患者に対する包括的な管理を改善する。

活動1-6: 優先NCDs予防と健康的な生活習慣促進に関する教育教材を作成する。

活動1-7: UNAPが優先NCDs予防と健康的な生活習慣促進に関する活動を実施する。

活動2-1: プロジェクト対象地域の医療施設における、優先NCDsに関するPHCサービスのモニタリング、監督、評価にかかる現状分析を行う。

活動2-2: 一次医療施設での優先NCDsに対する予防と管理についてのモニタリング、監督、評価計画が策定される。

活動2-3: UNAPは医療サービス庁（SNS）のデジタル報告システム（プライマリ・ヘルス・ケア情報システム：SIPNA）を通じて優先NCDsの予防・管理に関連した活動を報告する。

活動2-4: 一次医療施設における優先NCDsの予防・管理のモニタリング、監督、評価計画を実施する。

活動2-5: 保健省県保健事務所（DPS）、医療サービス庁（SNS）（地域及び県レベル）と一次医療施設はモニタリング、監督、評価結果に基づいた優先NCDsに関するPHCサービスの改善計画を少なくとも年に1回作成する

（8）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健省、医療サービス庁（SNS）、（保健省）県保健事務所（DPS）、（医療サービス庁）地域保健サービス局（SRS）、同県保健サービス事務所（GA）、同一次医療施設（CPN）、プライマリ・ケア・ユニット（UNAP）、地域保健サークル（CCS）

間接受益者：プロジェクト対象地域の住民

（9）事業スケジュール

2023年4月～2027年3月を予定（48カ月）

（10）カウンターパート（C/P）機関

ドミニカ共和国保健省、医療サービス庁（SNS）業務の目的

第4条 業務の目的

「非感染性疾患予防・管理のためのプライマリ・ヘルス・ケア強化プロジェクト」に関し、C/Pによる当該プロジェクトに係る Project Design Matrix (PDM)⁶ に従った活動の実施を支援することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成を促進する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2022年9月22日にJICAがドミニカ共和国保健省、医療サービス庁（SNS）及び経済計画開発省と締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施する。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がドミニカ共和国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ドミニカ共和国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）全体方針

ドミニカ共和国の一次医療施設において、高血圧と糖尿病が利用者の主な疾患となっており、住民の中には自身がこれらの疾病に罹患していることに気付いておらず、結果として重症化してから来院する者も少なくない。また、住民の中には高血圧と糖尿病の疾患そのものへの理解が不十分であることが分かっている。そのため、本事業では健康的な生活習慣の促進による高血圧と糖尿病の予防、患者の発見及び薬物療法等による疾患の管理による、一次～二次予防をスコープとし、NCDsの予防・健康増進と治療の双方の強化を目指す。

プロジェクト目標では、一次医療施設における高血圧と糖尿病の新規登録利用者数、同疾患の再診（継続治療）患者数、発病はしていないものの高血圧や糖尿病のリスクが高い登録利用者数、及びNCDs予防と健康的な生活習慣促進活動の実施数増加を目指し、成果1の活動として一次医療施設のスタッフ（UNAP）に対して優先NCDsの治療に関する研修の実施やコミュニティでの予防・健康増進活動の強化を行う。また、既にNCDsに関する一次医療施設のモニタリングは行われているものの、効果的な評価や監督が不十分であるため、成果2の活動としてこれらのPHCサービスにかかるモニタリング、監督、評価体制を強化する。

⁶ 現時点のPDMは草案であり、詳細計画策定調査後に確定させる。

ドミニカ共和国は NCDs の管理に関しては上記第 2 条「プロジェクトの背景」のとおりに国家計画を策定しており、本事業の成果を全国的に波及することが、この計画の目標を達成する一助になると考えられる⁷。

（２）契約期間の分割

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第 1 期：2023 年 4 月～2024 年 5 月
- ・ 第 2 期：2024 年 6 月～2027 年 5 月

このため、第 1 期契約期間の終了時点において、第 2 期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て第 2 期を契約する。なお、プロジェクト期間は 2023 年 4 月から 2027 年 3 月までの 48 カ月を予定しているが、最終報告書の提出等のため契約終了時期は 2027 年 5 月末とする。⁸

（３）二段階計画策定方式の適応

本事業は、基本計画のみを確定した段階で迅速に協力を開始し、協力開始後に詳細計画策定調査を通じ詳細計画を策定し本格活動を開始する「二段階方式」で実施する。2022 年 8 月に基本計画策定調査を実施し、2022 年 9 月の R/D 署名をもって、ドミニカ共和国保健省、医療サービス庁（SNS）及び経済計画開発省と PDM 案について合意している。第 1 期当初（2023 年 4 月頃の開始を想定）に第 1 回合同調整員委員会（JCC）を開催し今後の活動計画について協議し、C/P と JICA 専門家チーム（受注者）との間でプロジェクト活動（特に活動 1-1 と活動 2-1）を実施しつつ、2023 年 10～11 月頃に実施予定の詳細計画策定調査までに PDM やプロジェクト計画（PO: Plan of Operation）の精緻化や見直しにかかるドミニカ共和国側との協議を行うとともに、地域技術委員会を設置する。また、詳細計画策定調査時において、PDM や PO の改訂について発注者が派遣する詳細計画策定調査団への協力を行う。この際、発注者はドミニカ共和国政府と合意し R/D を改訂する方針であり、受注者は必要な情報整理、協議、PDM・PO への改訂案の助言等が求められる。この R/D 改訂に基づき第 2 期の業務の内容についても見直しを行う。

⁷ 保健省や医療サービス庁（SNS）本省・本庁とのコミュニケーションを密にとる等、プロジェクト期間中に実施する具体的な本事業の成果の全国への波及方法や手順について、プロポーザルにて提案すること。

⁸ 本フェーズ分けの期間については、上記記述に拘らず、受注者が適切と考える期間をプロポーザルにて提案することを可能とする。

(4) 業務の実施体制

ドミニカ共和国の公的保健セクターは、主に保健医療に関する政策を担っている保健省と、傘下の病院や一次医療施設（CPN）等を通じてサービス提供を担っている医療サービス庁（SNS）によって構成されている（図2）。現場レベルでは、保健省が中央レベルの政策や地域分析に基づきキャンペーン等の管轄を行い、医療サービス庁（SNS）がスタッフを派遣し実際の活動を行うという形で役割分担されており、本事業では各機関が連携して実施する必要がある。

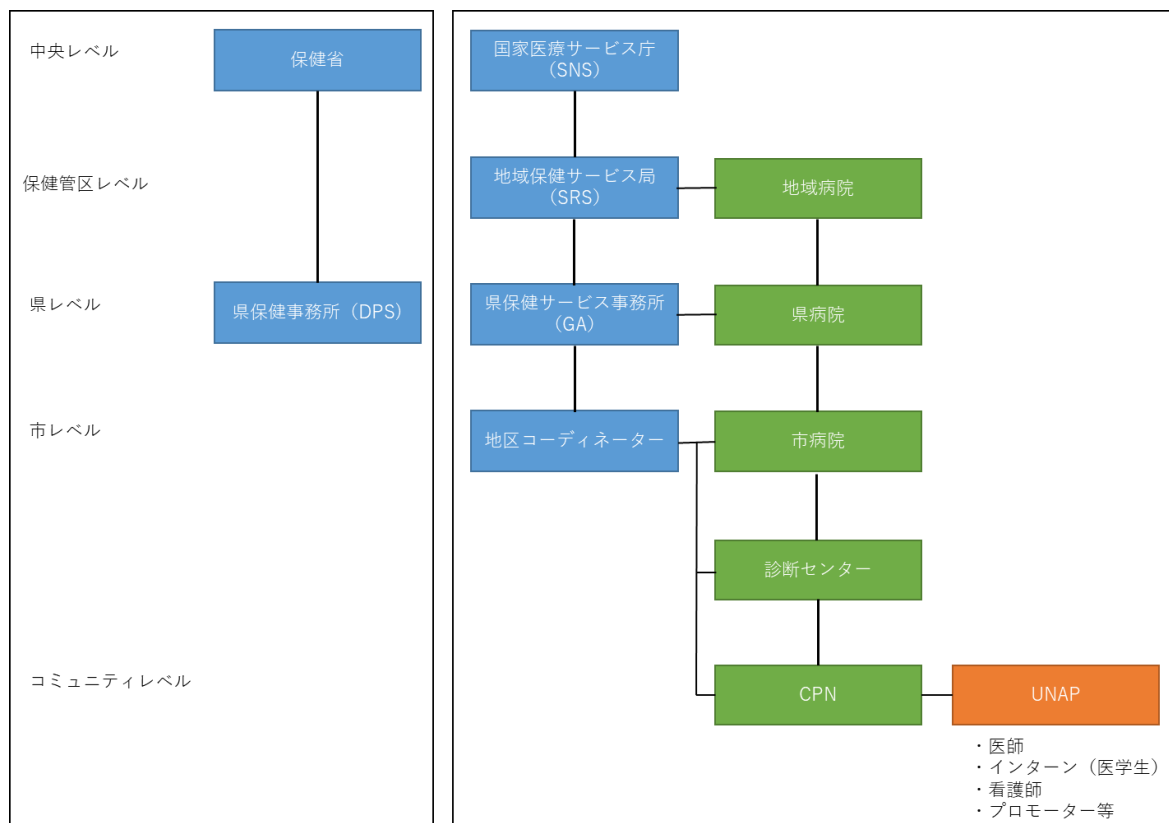


図2 保健省と医療サービス庁(SNS)の組織図

加えて、経済計画開発省は国際協力プロジェクトにおいて保健省と SNS の間を調整する役割を担っておりプロジェクトチームの一員である（図3）。また、公的医療機関に対する医薬品及び医療資材の調達と配布は、すべて必須医薬品プログラム・物流支援センター（PROMESE/GAL）と呼ばれる大統領府直轄の機関によって行われている。合同調整員委員会（JCC）ではプロジェクトチームと医薬品及び医療資材の供給について意見交換をする事を想定し、PROMESE/GAL を協力機関として位置づけている。また、当国において HEARTS 戦略を推進している WHO ドミニカ事務所についても、JCC の協力機関に位置付ける。

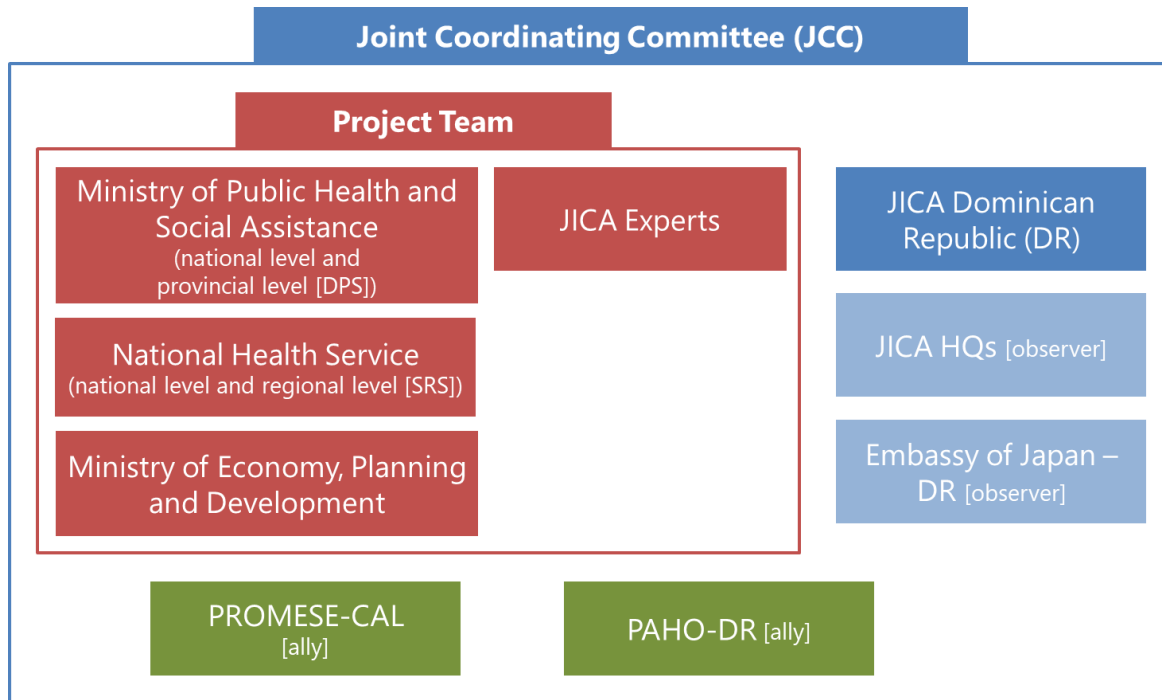


図3 プロジェクト実施体制図

プロジェクトの効果的かつ確実な実施のため、本事業においては以下の組織を設置する。受注者は、C/P が会合の開催を調整する支援を行い、会合に参加する。受注者は、事前に JICA 人間開発部及びドミニカ共和国事務所に対しプロジェクトの進捗を説明し、JICA との協議の結果をもって会合に臨む。

ア) 合同調整員委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) (R/D で合意済)

本委員会は、年次計画の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、PDM 及び PO の改訂などの目的で、必要に応じて、少なくとも年に1回開催する。JCC の結果を次年度 (4月~3月) の予算計画に反映できるよう、開催スケジュールを考慮する (プロジェクト開始直後に第1回 JCC を開催し、詳細計画策定調査と合わせた時期にも JCC 会合を実施とすることを想定している)。

イ) 地域技術委員会 (Regional Technical Committee) (R/D で合意済)

保健管区レベルで開催され、プロジェクトの進捗確認、年次活動計画および年間予算計画の策定、プロジェクト実施上の技術的な課題への対処などを目的とし、必要に応じて、少なくとも年に2回開催する。保健省、医療サービス庁 (SNS)、県保健事務所 (DPS)、地域保健サービス局 (SRS)、県保健サービス事務所 (GA)、JICA 専門家、ドミニカ共和国事務所等のメンバーで構成することを想定している。

(5) 本事業で対象とする優先NCDs

本事業では高血圧と糖尿病を対象疾患とすることについて先方と合意している。これらの疾患はNCDsの主要な危険因子であり、ドミニカ共和国の主な死因を構成している虚血性心疾患、脳卒中、慢性腎障害の原因疾患であるためである。さらに、血圧と血糖値 (を正常に保っている成人の割合) はSDGsの指標「3. 8. 1保健サービスカバレッジ

ジ指数」の構成要素（追跡指標）でもある。

（６）過去の技術協力プロジェクト等の成果・教訓の活用及び他保健医療分野案件との連携

JICAは2013年～2017年に技術協力プロジェクト「第三保健地域母と子のプライマリヘルスプロジェクト」を実施し、周産期・新生児ケアに関してUNAPの人材育成やレファラル体制を強化した。本事業は（保健管区・地域名が変更されたものの）先行プロジェクトと同じ保健管区を対象地域としており、強化された人材やネットワーク等のアセットを活用し、今日同国で課題となっている高血圧と糖尿病を中心としたNCDs対策に貢献する。

（７）他ドナーとの協調

本事業の活動を計画・策定する際は、他開発パートナーの活動内容や戦略（中・長期を含む）などを正確に把握し、重複を避けて相乗効果発現のためプロジェクト期間を通して関連ドナーと情報共有・連携を密に行うよう留意する。

特に、汎米保健機構（PAHO）は2019年からドミニカ共和国でHEARTS（PHCレベルでの心血管疾患技術パッケージ）⁹の導入を支援してきており、保健省とともに、2025年までにすべてのUNAPへの導入を計画している。このHEARTS戦略は本事業の目的のひとつである優先NCDsに関連する一次医療施設の強化と合致しており、本事業の活動にHEARTSの研修やモニタリングシステムの推進を含むことに対し先方と合意している。一方、HEARTS戦略では地域に合わせた栄養改善や運動指導等、特にコミュニティベースの予防・健康増進活動に強化の余地があると考えられ、本事業では集団に対する日本の細やかな食事改善や運動指導等の知見を活かした予防・健康増進活動の普及を検討する。

また、中南米地域では、有償案件形成において米州開発銀行（IDB）との間で「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力（Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion（CORE））」という連携枠組を合意しており、2021年度には同枠組みに基づく「新型コロナウイルス感染症による保健衛生・経済的危機対応における公共政策及び財政管理強化プログラム」のためのドル建て借款貸付契約、及び「エネルギー効率化事業」のための円借款貸付契約をドミニカ共和国政府と調印している。2024年以降の承諾を想定した保健分野での協調融資案件の形成を行う可能性があることから、政策マトリクスの作成のために、保健セクターの状況や本事業の活動・成果についての情報提供や成果のスケールアップの検討についてJICAを支援する。

⁹ PAHO (2022). HEARTS in the Americas: Guide and Essentials for Implementation. [Online]. Available at: <https://iris.paho.org/handle/10665.2/55804> (Accessed: 16 August 2022) HEARTS戦略は患者の生活習慣指導、科学的根拠に基づいた医療、医薬品や医療資機材へのアクセス、心疾患のリスク管理、チーム医療、モニタリングシステムの6つの要素から構成されている。

（８）JICA 専門家オフィスの設置

図 2 に示すとおり、保健省には保健管区レベルの機関は無いが、医療サービス庁（SNS）には同レベルに地域保健サービス局（SRS）がありプロジェクト対象地域の 4 県を管轄しているため、前プロジェクト同様 SRS 東北地方保健管区事務所に JICA 専門家が執務を行うオフィスを設置する想定である。また、保健省中央にも 1 名分のオフィススペースを確保する予定である。

（９）投入の整理

本事業においては、基本計画策定調査時にてドミニカ共和国側とのコストシェアリングについて協議済みであり、C/P の配置、プロジェクト事務所、本案件の活動に関する C/P の旅費（日当・宿泊料）・交通費、医薬品や医療資材の調達は、先方負担とすることを合意している。

日本側の投入としては、JICA 専門家のほか、研修やワークショップ、教育教材費などの現地活動経費（C/P の旅費・交通費などドミニカ側負担事項を除く）、プロジェクト車両¹⁰ 台（JICA ドミニカ共和国事務所により調達予定）と、保健省や PAHO で認証されている血圧計を UNAP に供与することについて合意している。

（１０）現地人材の活用

本事業での活動は、保健省、医療サービス庁（SNS）、経済計画開発省、自治体やコミュニティなど、複数、複層に亘る関係者が関与し、これら関係者間の調整がプロジェクトの効果的な実施を左右する。そのため受注者は、研修マネジメントや各種業務・ロジ支援などプロジェクトの活動を側面的に支援、調整するための現地人材を備え、関係者と円滑なコミュニケーションを図り、効率的・効果的なプロジェクトの実施に努める。また、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、受注者が頻りに訪問できないことも想定されることから、ローカルコンサルタントの活用を検討する¹¹。

（１１）デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進・情報通信技術（ICT）活用にかかる調査、検討

NCDs は、定期的な血圧や血糖等のモニタリングに加え、継続的な服薬や健康増進活動が症状コントロールの鍵である。デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進や情報通信技術（ICT）を活用した血圧や血糖値などのデータのモニタリングは、医療従事者の日常業務を効率化し、患者にとっては定期的な服薬や通院、予防・健康増

¹⁰ 車両維持にかかる費用は見積りに含めること。

¹¹ ローカルコンサルタントを活用する場合は、見積書に含めること。また、現地人材を活用する際は、適切な監督、指示を行う（第 1 期、第 2 期を通じてローカルコーディネーターとローカルコンサルタント各 1 名を想定）。なお、現地人材については JICA ドミニカ共和国事務所に知見があることから、選定時に相談すること。

進活動等を動機づける一助となる可能性があることから、本事業での DX 推進・ICT 活用の可能性について検討する。

基本計画策定調査では、プロジェクト対象地域では、ほとんどの一次医療施設がインターネットにアクセスでき、すべての一次医療施設は医療サービス庁（SNS）が統括しているプライマリ・ヘルス・ケアに関する全国共通のデジタル情報システム（SIPNA）を利用して患者情報を収集・報告していることが分かった。以下の点については、本事業で協力の可能性がある事を提案し、先方と協議した。受注者は事業開始後、詳細計画策定調査までの間に、C/P とともにさらなる情報収集及び協議を行う。その結果をもって協力の可能性について詳細計画策定調査にて協議及び決定する。

- SIPNA のダッシュボードを通じた PDM 指標の可視化
- オンライン研修の実施
- 住民や患者に対する、ソーシャルネットワークサービス等を活用した健康的な生活習慣に関する啓発と疾病対策に関する情報提供

また、先方との協議には至らなかったが、今後検討する余地があるものとして以下が挙げられる。このほかの可能性についても受注者は詳細計画策定調査までの間に、C/P とともに検討・協議を行う。

- 一次医療機関の医療従事者と、二次・三次病院の専門医との遠隔相談システムの開発
- ドミニカ共和国サンティアゴ市においてパイロット事業を実施したアルム社による脳卒中アプリ¹²との連携

（12）ハイチ系移民の位置づけ

ドミニカ共和国では隣国ハイチからの移民が多く、最近では元々労働者として移住してきた人々に加え、ハイチの治安悪化の影響によりさらに増加傾向である。基本計画策定調査でも同様の傾向が確認され、ハイチ系移民が利用する医療サービスのほとんどは周産期に関わる診療であるとのことであった。しかしながら、過去に実施されたハイチ系移民が多く住む農村地帯を対象とした調査では、特に、糖尿病であると診断されずにいたハイチ系移民の割合がドミニカ共和国の国籍を持つ住民よりも高く、ハイチ系移民の糖尿病に関する知識がドミニカ共和国で生まれた住民よりも低いことが明らかになっている。

また、ハイチ系移民の中には国民健康保険に未加入の者もあり、その場合は、健康保険制度から医療機関に診療報酬が支払われない。一方公的医療施設による診療は人種や保険の有無にかかわらず無料で利用できるため、ドミニカ共和国の財源を圧迫している可能性がある。

基本計画策定調査の際に視察した医療施設では、高血圧と糖尿病患者の登録については、ほとんどドミニカ共和国の国籍を持つ住民が占めているとのことであったが、ハイチ系移民の分布は地域により異なるため、健康の公平性と包摂性の観点から、ハイチ系移民を本事業でどのように位置づけるかについて、引き続きベースライン調査

¹² <https://www.allm.net/join/>

や詳細計画策定調査を通じて再度検討する必要がある。なお、この議題は非常にセンシティブであるため、調査や先方と協議する際には留意する必要がある。

（13）医療施設の財源と経費

医療施設は主に SRS から配布される予算と国家健康保険庁（SeNaSa）からの診療報酬を財源としている。診断センターより高次の医療施設では、出来高払いで診療報酬が支払われる一方、特に CPN ではひと月あたりの SeNaSa からの診療報酬が人頭払いで支払われ、カバーしているコミュニティにおける SeNaSa の加入者数×20 ドミニカペソ（約 50 円）／月のみであるため慢性的に予算がなく、CPN 独自の活動が限られている状況であった。例えば、個別訪問にかかる費用を医療従事者個人の負担としている CPN も見られた。さらに、医薬品の不足に加え、（12）で述べた通り、保険未加入のハイチ系移民の診療も財源確保に影響していると考えられる。このため、本事業では予算執行状況の分析や予算の積算方法等について、予算計画の際に C/P を側面的に支援することを検討する。

（14）ジェンダー主流化の促進

「保健医療分野におけるジェンダー主流化のための手引き」¹³を参照し、本案件をとりまくジェンダーの現状を把握の上、各活動でジェンダー配慮が行えるように留意して業務を実施する。ドミニカ共和国における医療関連政策、制度や NCDs サービスにおけるジェンダー関連施策、保健省のジェンダー主流化方針等を確認し、コミュニティ等でヒアリングする際は、現地の社会・文化などに合わせ、本人たちが集まりやすい場所や時間、使用言語、ファシリテーター・通訳の性別などを考慮して実施する。コミュニティで健康増進活動を実施する際には、男女が参加できるよう留意する。

（15）根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等根拠に基づく結果提示ができるよう留意する。

（16）中南米地域における相互の学びあい

同時期にホンジュラスとニカラグアでも PHC レベルの NCDs 対策に焦点を当てた類似案件が実施されており、本事業と一部共通する指標を用いている。また、PAHO は HEARTS 戦略をドミニカ共和国と同様に中南米地域で広く展開している。本事業の後半にホンジュラスとニカラグア、又は PAHO を通じて中南米の国を集めて合同セミナー等を実施し、同じ中南米地域での比較や相互の学びあいを行うことも本事業の効果を促進するものとして検討する。具体的には 2025 年 1～5 月の間に、ニカラグアのプ

¹³ https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_09_health.pdf

プロジェクトが合同セミナーを主催することを予定しており、ドミニカ共和国の参加も想定している¹⁴。

第7条 業務の内容¹⁵

各年次に共通の業務

(1) モニタリングシートの作成

約6か月毎にモニタリングシートをC/Pとともに作成しJICA人間開発部及びJICAドミニカ共和国事務所に提出する。

(2) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

少なくとも年に1回JCC会合を開催し、プロジェクトの進捗を報告し、プロジェクト全体に関する実施方針について合意を得る。

(3) 広報活動

本事業の意義、活動内容とその成果を日本・ドミニカ共和国国民や他ドナー等に広く理解してもらえよう、様々な手段を用いて分かり易く積極的かつ効果的に発信する。

第1期：2023年4月～2024年5月

(1) ワーク・プラン（第1期）の作成・協議

本事業に係る基本計画策定調査及び関連の調査報告書等を踏まえ、また関係機関からの情報収集を通じて、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期案）（西文・和文）に取り纏める。発注者の確認後、同プラン（第1期原案）を基に、第1回JCCにてドミニカ共和国側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有の上、合意形成を図る。

(2) 優先NCDsに関するPHCサービス提供及びモニタリング、監督、評価に係る現状分析の支援（活動1-1、2-1）

¹⁴ 合同セミナー開催のための費用はニカラグアが負担するが、参加者の航空運賃に関しては本事業で負担することを想定している。

¹⁵ 本契約では、第1期（2023年4月～2024年5月）に実施する業務を対象とする。受注者は、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、POを参考にした作業工程を提案書にて提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

以下の項目について、ドミニカ共和国政府、他機関による活動などの整理を含め、C/P が対象地域での現状を把握・分析するが、受注者は課題及びニーズについて整理することを支援する。

- 優先 NCDs に関する UNAP の治療体制、健康増進活動及び研修状況（研修教材、啓発教材の有無や内容を含む）
- 優先 NCDs にかかる医薬品の供給、資機材（PAHO やドミニカ保健省によって認証された血圧計を含む）の配置状況
- 一次医療施設における人材育成、保健省（県保健事務所：DPS）や医療サービス庁（地域保健サービス局：SRS、県保健サービス事務所：GA など）による一次医療施設に対するや監督・モニタリング・評価体制（頻度や内容、フィードバック方法を含む）
- 地域保健サークル（CCS）の活動状況及びその他コミュニティにおける優先 NCDs に関する保健省や医療サービス庁（SNS）による健康増進サービス等の実施状況
- NCDs にかかる住民の知識・行動
- DX 推進及び ICT 活用にかかる調査、検討
- ジェンダー視点の整理

（3）ベースラインの把握と指標設定支援（活動 1-1、2-1）

プロジェクトの指標設定のためのベースライン調査を C/P と共に計画・実施する。本事業の上位目標やプロジェクト目標、アウトプット指標に想定されている指標を念頭に、プロジェクト開始時点のベースライン値の把握や目標値の設定に必要な調査内容とする。また指標データの入手手段や収集体制についても整理し、モニタリング体制に関しても検討する。なお、現時点の指標は暫定的であるため、その妥当性についても検討し、このほか適切な指標があれば提案する。2023 年 10～11 月頃に予定されている詳細計画策定調査時に確定する。

（4）優先 NCDs にかかる予防・管理及びモニタリング、監督、評価の実施計画の策定の支援（活動 1-2、2-2）

上記（2）（3）で実施した現状分析やベースライン調査を基に、HEARTS 研修実施計画、認証血圧計配備計画、教育教材制作・配布計画、一次医療施設巡回モニタリング実施計画、PDM 指標収集・分析実施計画等、今後、本事業で実施する活動の実施計画策定を支援する。

(5) 詳細計画策定調査への協力

2023年10～11月頃に予定されている発注者の詳細計画策定調査において、受注者は評価指標や活動を含めたPDMやPOの改訂に協力する。

(6) 指導者養成研修(TOT)計画・実施支援(活動1-3)

優先NCDsに関するPHCサービス強化のための指導者養成研修¹⁷を計画する。第6条(7)で述べたように、ドミニカ共和国では、既に一次医療施設におけるNCDs治療体制の強化に関して、PAHOのHEARTS戦略を普及する計画を進めており、本事業においてもプロジェクトサイトにおけるHEARTS戦略の普及を推進し、同戦略によってすでに開発された研修教材(オンライン教材を含む)を活用することにより、NCDsに関するPHCサービスの能力強化を図る¹⁸。

既存のマニュアルや研修教材等をレビューし、研修計画(案)や必要に応じて補足の教材(案)を提案し、研修計画案に基づき指導者養成研修を実施する。研修はオンラインと対面とを組み合わせて実施することを想定する。研修講師は主にDPSとSRSのC/Pが務め、必要に応じJICA専門家も講師となることを想定している。研修対象は県保健サービス事務所(GA)職員とSRSの地区コーディネーターを想定する。

(7) UNAPへのHEARTS戦略の研修実施支援と血圧計の調達(活動1-4)

上記(6)で養成された指導者はUNAPに対しHEARTS戦略の研修¹⁹を実施し、受注者はこれを側面支援する。また、受注者はUNAPに対し保健省やPAHOによって認証されている血圧計を調達し配布する(各UNAPに2つずつを想定)。

(8) 優先NCDs予防と健康的な生活習慣促進に関する教育教材の作成支援(活動1-6)

保健省及びSNSによる、一次医療施設における患者やコミュニティの住民に向けた優先NCDs予防と健康的な生活習慣に関する教育教材の作成を支援する。既存の研修教材等をレビューし、ワークショップ等を開催してドミニカ共和国側関係者と広く意見交換の上、教材作成を支援する。²⁰

¹⁷ 指導者養成研修は約6回を想定している。

¹⁸ 本事業の対象地域(東北地方保健管区)では既に6つのUNAPでHEARTS戦略が導入済みであり、HEARTS戦略の導入対象施設では、UNAPのスタッフに対しオンライン及び対面で研修が実施され、診療やモニタリングの際に使用されるツールやタブレット等が整備されている。

¹⁹ UNAPへのHEARTS戦略の研修は約10回を想定している。

²⁰ 優先NCDs予防と健康的な生活習慣促進に関する教育教材案及び展開方法についてプロポーザルにて提案すること。

(9) プロジェクト業務進捗報告書（第1期）の作成

第1期契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書（第1期）として取りまとめる。

第2期： 2024年6月～2027年5月²¹

(1) ワーク・プラン（第2期）の作成・合意

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期案）を作成し、ドミニカ共和国関係者と協議し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) UNAPによるNCDs予防・管理支援（活動1-5、1-7、2-3）

第1期（6）で実施した研修に基づいてUNAPがサービス提供できるよう、保健省（県保健事務所：DPS）及びSNS（特に地域保健サービス局：SRS）を支援する。併せて、第1期（8）で作成した教材に活用方法をUNAPに指導し、教材を使用した優先NCDs予防と健康的な生活習慣促進に係る活動を支援する。また、UNAPがこれらの活動内容を医療サービス庁のプライマリ・ケア情報システム（SIPNA）を介して適切に報告できるよう支援する。

(3) 一次医療施設における優先NCDsの予防・管理にかかるモニタリング、監督、評価の実施支援（活動2-4、2-5）

第1期（4）で策定した計画に沿って、保健省（特にDPS）とSNS（特にSRS）が一次医療施設における優先NCDsの予防・管理のモニタリング、監督、評価できるよう支援する。

また、保健省（特にDPS）、SNS（特にSRSやGA）及び各一次医療施設が上記のモニタリング、監督、評価結果に基づき優先NCDsに関するPHCサービスの改善計画が作成できるよう支援する。なお、改善計画を作成する際は、それぞれの機関や部署における次年度の予算計画も反映するよう作成時期を工夫する（毎年5月頃に改善計画を作成し、6月以降の予算計画に備えることを想定。）。

(4) 事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

²¹ 第2期の活動は第1期の結果により見直す予定であるが、現時点で想定される活動はここに記載の通り。

第7条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期はプロジェクト業務進捗報告書（第1期）、第2期は事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力作成資料を添付する。なお、CD-Rを提出しないレポートについては電子データをメール等で提出する。また、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：2部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約1ヵ月後 （2023年5月）	西文、和文：データ提出
	モニタリングシート（Ver. 1）	業務開始から約6ヶ月後 （2023年10月）	西文、和文：データ提出
	プロジェクト業務進捗報告書 （第1期）	第1期契約終了時 なお、ドラフトを2か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化する。 提出期限は契約履行期間の末日とする。	西文、和文：データ提出
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：2部
	ワーク・プラン（第2期）	第2期の業務開始から約1ヵ月後（2024年7月）	西文、和文：データ提出
	モニタリングシート（Ver. 2）	第2期の業務開始から約6ヶ月後（2024年12月）	西文、和文：データ提出
	モニタリングシート（Ver. 3）	第2期の業務開始から約12ヶ月後（2025年6月）	西文、和文：データ提出
	モニタリングシート（Ver. 4）	第2期の業務開始から約18ヶ月後（2025年12月）	西文、和文：データ提出

モニタリングシート (Ver. 5)	第2期の業務開始から 約24ヶ月後 (2026年6月)	西文、和文：データ 提出
モニタリングシート (Ver. 6)	第2期の業務開始から 約30ヶ月後 (2026年12月)	西文、和文：データ 提出
事業完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に 提出し、発注者からのコメ ントを踏まえて最終化す る。 提出期限は契約履行期間の 末日とする。	西文：2部 和文：2部 CD-R (西)：2枚 CD-R (日)：2枚

事業完了報告書については製本とし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (C/Pの実施体制も含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画 (Work Breakdown Structure : WBS等の活用)
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩ その他必要事項

イ) モニタリングシート

規定の様式に従って作成。

ウ) プロジェクト業務進捗報告書／事業完了報告書 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)

- ④ プロジェクト目標の達成度（事業完了報告書のみ）
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書のみ）
- ⑥ 次期活動計画（プロジェクト業務進捗報告書のみ）
- ⑦ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - a) PDM（最新版、変遷経緯）
 - b) 業務フローチャート
 - c) 詳細活動計画（WBS等の活用）
 - d) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - e) 研修員受入れ実績
 - f) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - g) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - h) JCC議事録等
 - i) その他活動実績

（２）技術協力作成資料／技術協力成果資料

受注者が直接（技術協力作成資料）もしくは受注者がC/Pを支援して作成（技術協力成果資料）する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、完成時にJICA人間開発部およびドミニカ共和国事務所に共有するとともに、それぞれの完成期の業務進捗報告書／事業完了報告書に添付して提出する。

- ア) ガイドライン・マニュアル、ツール類、優良事例集、セミナー等発表資料
- イ) 研修用教材
- ウ) プロジェクト教訓・優良事例集
- エ) ベースライン調査報告書
- オ) エンドライン調査報告書

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、該当月の進捗、翌月の計画、当面の課題等含む月次の業務報告を作成し、以下の内容を共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。

- ア) 活動に関する写真（1～2ページ程度）
- イ) 業務フローチャート（A3版1ページ程度）

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	プロジェクト成果の全国波及方法	第6条 実施方針及び留意事項 (1) 全体方針
2	期分けの期間	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 契約期間の分割
3	現地人材の活用方法	第6条 実施方針及び留意事項 (10) 現地人材の活用
4	優先 NCDs 予防と健康的な生活習慣促進に関する教育教材案及び展開方法	第7条 業務の内容 第1期(8) 優先 NCDs 予防と健康的な生活習慣促進に関する教育教材の作成支援(活動1-6)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：プライマリ・ヘルス・ケアに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／保健システムマネジメント

➢ プライマリ・ヘルス・ケア／非感染性疾患対策

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 64.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者保健システムマネジメント】

① 類似業務経験の分野：保健システムマネジメントに係る各種業務

- ② 対象国及び類似地域：中南米地域
- ③ 語学能力：スペイン語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：プライマリ・ヘルス・ケア／非感染性疾患対策】

- ① 類似業務経験の分野：プライマリ・ヘルス・ケアに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：中南米地域
- ③ 語学能力：スペイン語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来から認定の対象外となっています。（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年4月に開始し、2027年5月の終了を予定している。以下の通り、2つの期間に分けた業務実施を想定している。

第1期：2023年4月～2024年5月

第2期：2024年6月～2027年5月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 64.00 人月(現地:60.00人月、国内4.00人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/保健システムマネジメント(2号)
- ② プライマリ・ヘルス・ケア/非感染性疾患対策(3号)

3) 渡航回数 の目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

※ドミニカ共和国の背景や本事業の実施体制は複雑であり、状況を理解するためには時間を要すると考えられ、C/Pを継続的に支援することがプロジェクト成功の鍵である。したがって、プロジェクトを円滑かつ効率的に実施するため、従事者の要員計画については以下の2点に留意すること。

- ア) 専門家の数をむやみに増やさない
- イ) 一人の専門家の現地業務を細切れにしすぎない

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ベースライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件概要表
- 基本計画策定調査結果
- ドミニカ共和国第三保健地域母と子のプライマリヘルスプロジェクト事業完了報告書
- ドミニカ共和国 モバイルを活用した脳卒中遠隔医療実証 業務完了報告書

2) 公開資料

- 中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366670.pdf>
- 中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における 開発協力の在り方に関する 情報収集・確認調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369625.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

事務所安全対策マニュアルに基づき、現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA ドミニカ共和国事務所の指示に従うこと。地域の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所、在ドミニカ共和国日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。ドミニカ共和国全土における行動規範として、夜間に都市間を移動する場合、20:00 までに目的地に着くことが必要である。市内・空港間の移動についても深夜・早朝(22:00～5:00)は可能な限り避けること。渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるように留意する。

現地業務に先立ち渡航予定の業務従事者を外務省「たびレジ」に登録するとともに、

渡航情報(渡航予定の業務従事者の連絡先や行程)を JICA 人間開発部及びドミニカ共和国事務所連絡し、必ずセキュリティクリアランス及び渡航可否を確認した上で渡航を決定する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

314,980,000円(税抜)

なお、定額計上分 3,500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) **上限額を超える提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	ニカラグア開催の合同セミナー参加費	「第6条 実施方針及び留意事項（16）中南米地域における相互の学びあい」	500,000円	参加者の航空運賃	一般業務費	旅費・交通費
2	ベースライン調査	「第7条 業務の内容 第1期（3）ベースラインの把握と指標設定支援」	3,000,000円	ベースライン調査一式	再委託	

（5）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ニューヨーク(またはアトランタ)⇒サントドミンゴ
東京⇒フランクフルト⇒パナマシティ⇒サントドミンゴ(米国のビザがない場合)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	16	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3)要員計画等の妥当性	8	
(4)その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任／保健システムマネジメント</u>	(27)	(11)
ア)類似業務の経験	10	4
イ)対象国・地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	5	2
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(11)
ア)類似業務の経験	-	4
イ)対象国・地域での業務経験	-	1
ウ)語学力	-	2
エ)業務主任者等としての経験	-	2
オ)その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ)業務管理体制	-	5
(2)業務従事者の経験・能力：<u>プライマリ・ヘルス・ケア／非感染性疾患対策</u>	(16)	
ア)類似業務の経験	8	
イ)対象国・地域での業務経験	2	
ウ)語学力	3	
エ)その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上